

第7章 第5章及び第6章の意見についての
事業者の見解

第7章 第5章及び第6章の意見についての事業者の見解

7.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

第5章で示した「環境の保全の見地からの意見」についての事業者の見解は、表7.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 7.1-1(1) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
対象事業の 目的及び 概要	今後、人口が減り、気候変動に対する対策も進むので、ゴミが減ると予測され、また規模を大きくすることは、24時間燃やし続けるためにゴミを集めることにも繋がるため、本事業による事業規模の拡大は必要ない。	既存施設は日量450t規模であり、フル稼働で処理をしていますが、ごみの受け入れを断っている現状であるため、処理規模を大きくする必要があると考えています。
	本計画では、煙突の位置が本事業者に最も近い近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）にさらに近く、また本数が増えるので、近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）住民への影響が出てしまうため、煙突の数と位置は変える必要はない。	既存施設を建て替える計画のため、本計画の建物の配置や煙突の位置には敷地内の限定された範囲になります。また、既存施設の一部を活用し、プラント更新をするため、煙突の数が増加することになります。
大気質	近隣住宅地（寄居町西ノ入地区）住民への影響が出てしまうので、排気するガスの化学物質の混入、煙突の高さなどに、充分配慮してほしい。	排出ガスについては、本事業に関し締結される予定の「彩の国資源循環工場運営協定書」において定められる基準値を遵守していくことで、近隣住宅地の住民等への影響を低減するように努めます。
動物・植物・ 生態系	本事業のある彩の国資源循環工場は、元は秩父～比企を結ぶ典型的な里山であり、事業規模を拡大するのではなく、縮小し、できる限り元の環境、生態系に戻す必要がある。	本計画は、敷地内で建替・増設を行うため、新たに山を切り開くことはなく、周辺の生態系への影響はほとんどないものと考えています。
	埼玉県では、先進的に本工場のある彩の国資源循環工場敷地内にて元からこの場所にいた希少生物や生態系などを保全する事業を展開中のため、煙突の数と位置は変える必要はなく、規模を大きくする必要はない。	上記のとおり、新たに山を切り開くことはなく、希少生物・生態系等への影響はほとんどないと考えます。煙突の数や位置については、希少生物・生態系に影響しないように充分配慮して計画しています。
環境の保全	近隣で行われる事業のため公害問題は問われる所であり、資源循環工場ができる前は今残すべき里山風景であったため、これ以上の環境の破壊に繋がる行為は反対である。	上記のとおり、新たに山を切り開くことはなく、環境の破壊につながるようなことはないと考えます。大気質、動物・植物・生態系等、環境への影響には充分配慮して計画しています。

表 7.1-1(2) 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

項目	環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
その他	この度の環境影響評価調査計画書に対して、本事業者に最も近い近隣住宅地(寄居町西ノ入地区)への説明会がないのはいかなるものか。1度だけあった寄居町内での説明会当日は、本事業者に最も近い近隣住宅地(寄居町西ノ入地区)でのイベント日と重なり、区長など3役をはじめ主な住民が参加できない日に開催されている。別途、本事業者に最も近い近隣住宅地(寄居町西ノ入地区)への説明会を開催すべきだった。	住民説明会は、関係地域の各市町村に1回、利便性を考慮した場所にて行いました。 また、準備書段階時の住民説明会では、主要イベントに配慮して開催します。
	本事業が引き続き埼玉県とのPFI事業でない、環境がさらに悪化する恐れがある。	現在、埼玉県と新たな契約について協議中です。

7.2 知事の意見についての事業者の見解

第6章で示した「知事の意見」についての事業者の見解は、表7.2-1(1)～(3)に示すとおりである。

表 7.2-1(1) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
1 事業計画について	ア 国の2050年の温室効果ガス排出実質ゼロの方針を踏まえ、二酸化炭素を回収して利用するCCU等、様々な先進事例や今後の革新的な技術開発状況を参考にし、本事業に伴い環境中に排出される二酸化炭素の削減に最大限考慮した事業計画となるよう検討すること。	リサイクル性能の確保と二酸化炭素の排出量低減を両立させるべく、二酸化炭素回収等の技術開発動向を常に注視し、本事業で経済合理的に採用可能な技術について今後も検討します。
	イ 導入施設、設備について、環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めること。	導入施設、設備は、排ガス処理設備、排水処理設備等について環境保全対策に関する最善技術の導入を検討し、環境負荷の低減に努めます。
	ウ 排ガス処理設備の選定においては、微小粒子状物質を除去できる設備の導入について検討すること。	排ガス処理設備は、微小粒子状物質の除去性能を考慮して導入設備を検討します。
	エ 高効率ごみ発電設備(蓄電設備等含む)の導入や廃熱のカスケード利用等の熱エネルギーの高効率利用について検討し、分散型エネルギー施設として地域の災害時のレジリエンスの強化等に資するような事業計画を検討すること。	高効率の廃棄物発電設備の導入を検討します。廃熱を回収し有効利用することで、省エネルギー化にも努める計画です。 また、災害等により停電した場合も、ごみ処理での発電によりごみ処理を継続できる自立型エネルギー施設とすることで、地域の災害時のレジリエンスの強化に貢献できると考えています。

表 7.2-1(2) 知事の意見についての事業者の見解

項 目	知事の意見	事業者の見解
2 調査、予測及び評価について	<p>(1) 大気質 ア 取り扱いが予想される特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生する有害物質等について、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>特定有害産業廃棄物の処理に伴い発生するガスに含まれる有害物質等に関しては、燃焼室で発生ガスを完全燃焼し、高温で一定時間滞留させること等により分解する計画です。</p> <p>知事意見及び運営協定を踏まえ、調査計画書で示した予測項目に加えて、カドミウム及びその化合物、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物については、定量的な予測及び評価を行いました。また、その他の特定有害産業廃棄物に含まれる可能性がある有害物質については、処理工程に基づく定性的な予測及び評価を行いました。</p>
	<p>イ 施設の規模拡大に伴い廃棄物運搬車両の増加率などを把握し、増加による影響について、調査、予測及び評価を行うこと。</p>	<p>現施設の廃棄物運搬車両の実績台数を元に台数の増加による影響について予測及び評価を行いました。</p>
	<p>(2) 水 質 事業地からの排出水に伴う周辺の影響について、工事中の濁水の発生や供用後のクローズド・システムの運用状況等を考慮の上、公共用水域の調査地点を検討すること。</p>	<p>工事中に発生する濁水は、計画地内で沈殿処理後、側溝を通して埼玉県環境整備センター内の防災調整池に導かれ、ここから天神沢川に放流される計画です。</p> <p>供用後の生活排水は、既存施設と同様に、合併浄化槽で浄化した後、排水路を経由して天神沢川へ放流する計画です。また、雨水排水は、既存施設と同様に、計画地内の油水分離槽を経て側溝を通して埼玉県環境整備センター内の防災調整池に導かれ、ここから天神沢川に放流される計画です。</p> <p>供用後の計画施設においてプラント排水（生活排水を除く）は、既存施設と同様に、計画地内クローズド・システムを採用し、計画地外への排出は行わない計画の予定です。</p> <p>上記の放流先を踏まえ、公共用水域の調査地点は、調査計画書に示したとおり天神沢川、その下流の塩沢川、荒川に設定しました。</p>
	<p>(3) 土 壌 計画地の造成時及び既存施設の建設時に調査した資料等があれば、当該調査結果等を活用の上、調査を実施すること。</p>	<p>計画地を含む彩の国資源循環工場では、造成事業や建設事業に伴い埼玉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価が行われており、計画地内における土壤汚染調査の結果、いずれの項目も環境基準（当時）を満足していたことを確認しました。</p>

表 7.2-1(3) 知事の意見についての事業者の見解

項目	知事の意見	事業者の見解
2 調査、予測及び評価について (つづき)	(4) 動物 ア 昆虫類の調査時期について、雑木林が広がる周辺の状況を考慮すると、冬季活動性の種が生息している可能性に配慮する必要があることから、冬季調査の追加を検討すること。	昆虫類の調査時期について、冬季の調査を追加しました。
	イ 調査方法について、直接観察のみではなくトラップ等について検討すること。	調査方法について、直接観察に加えて哺乳類及び昆虫類はトラップ法を、底生動物は定量採集法を追加しました。
	(5) 廃棄物 処理に伴い発生する副生成物については、できる限り最終処分量を減らし、再資源化に努めること。	処理に伴い発生する副生成物である焼却残さはスラグ・メタル化することで可能な限り再資源化を図ります。
	(6) 温室効果ガス 施設単体のみならず、廃棄物処理の広域化・集約化の動向を把握し、事業の妥当性を十分検討した上で、本事業に伴う温室効果ガス排出量及び排出削減の状況を定量的に調査、予測、評価すること。	市町村・事務組合の焼却施設数は減少している一方で市町村・事務組合以外への焼却処理委託数は増加傾向にあり、今後も処理の広域化・集約化が進むと考えております。本事業では広域で発生した廃棄物を集約処理することで、発電による温室効果ガスの削減が期待でき、地域全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与すると考えております。こうした考えのもと、廃棄物処理の広域化・集約化の動向も踏まえ、本事業に伴う温室効果ガス排出量及び排出削減の状況を定量的に予測、評価しました。